

吉野第二地区

区画整理だより 第5号

発行 鹿児島市 吉野区画整理課  
TEL 設計係 099 (244) 2114  
工事係 099 (244) 4912  
補償係 099 (244) 4931

今年度の業務概要

吉野第一地区土地区画整理事業におきましては、平成31年3月22日に事業計画決定を行いました。このことを受けまして、今年度は、仮換地案の作成に向けた業務や手続きを行ってまいります。早期の工事着手に向け、取り組んでまいりますので、皆様方のご理解・ご協力、宜しくお願いいたします。

【主な業務内容】

- ・ 審議会委員選挙（この紙面をご確認下さい。）
- ・ 雨水貯留施設の実施設計
- ・ 土地の評価や仮換地作成のための準備作業 など

吉野第二地区土地区画整理審議会委員選挙

土地区画整理事業を進めるにあたり設置することになっております、土地区画整理審議会委員の選挙を下記日程で行うことになりました。（任期は5年間）  
今回、選出していただく委員は、定数15名のうち、所有者及び借地権者で構成される13名です。（定数のうち残り2名は学識経験委員で、選挙によらず市長が選任します。）詳細につきましては、裏面をご確認下さい。

紙面のリニューアルについて

今回の事業計画決定で、吉野第二地区土地区画整理事業は、新たな段階を迎え、元号も平成から令和に代わり、これを機会に区画整理だよりの紙面をリニューアルすることいたしました。今まで以上に、分かりやすい紙面作成に取り組んでまいりますので、今後とも宜しくお願いいたします。

選挙日程

事項	期日・期間	場所など
●選挙期日の公告	令和元年 6月 4日（火）	市役所本庁掲示板・吉野支所・吉野福祉館に掲示します
●選挙人名簿の作成基準日	6月24日（月）	
●借地権申告書の受理停止	6月24日（月）～8月16日（金）	
●選挙人名簿の縦覧 ●異議の申出 ●相続登記未済の場合の書類受付	7月20日（土）～8月2日（金） （土曜日、日曜日を含みます）	縦覧場所：吉野区画整理課 縦覧時間：午前8時30分から 午後5時15分まで
●選挙人名簿の確定 ●選挙すべきそれぞれの委員の数の公告	8月16日（金）	市役所本庁掲示板・吉野支所・吉野福祉館に掲示します
●立候補届および立候補推薦届の提出	8月17日（土）～8月26日（月） （土曜日、日曜日を含みます）	受付場所：吉野区画整理課 受付時間：午前8時30分から 午後5時15分まで
●候補者の氏名および住所の公告 [●選挙を行わない旨の公告] 選挙を行うことになった場合、改めておたよりにておしらせを発送いたします	8月27日（火）	市役所本庁掲示板・吉野支所・吉野福祉館に掲示します
●投票および開票	9月 8日（日）	投票会場：吉野区画整理課 投票時間：午前8時30分から 午後5時15分まで

立候補者が定数内であれば、投票を行うことなく、当選人が決定いたします。

# 土地区画整理審議会とは

## 1. 目的

公共団体（市など）が施行する土地区画整理事業において、施行地区内の権利者の皆様の意見が十分に反映され、事業が公平・公正に運営されるために土地区画整理審議会の設置が法律【土地区画整理法第五十六条】で定められています。

## 2. 組織

吉野第二地区土地区画整理審議会は15名の委員で組織されます。その内訳につきましては、**宅地所有者及び借地権者の代表が13名**、学識経験者が2名となっております。なお、前者につきましては、選挙で選ぶことになっており、後者につきましては、市長が選任することになっております。

また、任期につきましては、鹿児島都市計画事業吉野第二地区土地区画整理事業施行条例第九条において、**5年間と定められています。**

## 3. 土地区画整理審議会の権限

### 【施行者（市）が審議会の同意を得る事項】

- ・ 評価員の選任
- ・ 保留地の決定
- ・ 換地計画において特別の宅地に関する措置を定める場合 など
- ・ 換地計画の作成、変更に係ること
- ・ 仮換地の指定
- ・ 換地計画についての意見書の審査 など

## 選挙について

○宅地の所有者および借地権者からそれぞれ立候補を受け付け、宅地の所有者代表委員、借地権者代表委員をそれぞれの投票によって決定します。

○立候補届または立候補推薦届は、令和元年8月17日（土）から8月26日（月）までに行ってください。

注意：立候補等を行う際には、添付して頂く書類がございます。立候補をお考えの方は、事前に吉野区画整理課へ来課していただき、説明を受けてください。

○宅地の所有者代表委員の候補者と借地権者代表委員の候補者を兼ねることはできません。

○委員は、宅地の所有者代表または借地権者代表として選出されることになるので、借地権者が宅地の所有者代表委員を、また、宅地の所有者が借地権者代表委員を選挙することはできません。

○期日前投票、不在者投票、代理投票はできません。（選挙人自ら投票所で投票しなければなりません。）

○宅地の所有者代表委員または借地権者代表委員の欠員がそれぞれの委員の定数の3分の1を超えるに至った場合は、補欠選挙を行うこととなります。

## 選挙権および被選挙権について

○選挙権および被選挙権は、所有する土地の面積や筆数に関係なく、1人1個を有します。

○次に掲げる者は被選挙権はありません。（選挙権はあります。）

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○宅地の所有者、借地権者として確定選挙人名簿に記載されていれば、現住所が他の都道府県または他の市町村であっても選挙権および被選挙権があります。

○土地登記簿の名義人が法人の場合でも選挙権および被選挙権があります。投票はその法人の指定する者が投票をすることになります。選挙当日にその権限を証明する書面（投票者指定証明書）を選挙管理者（後日お知らせします。）に提出してください。

○未登記の借地権を有している方は、借地権の申告をしなければ、選挙権および被選挙権はありませんので、早急に借地権申告書を提出してください。

【提出期限】選挙人名簿作成基準日前日（令和元年6月23日）

○宅地を共有でお持ちの方および共同借地権者の方は、代表者選任通知書を提出している場合に限り、その代表者に選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて代表者選任通知書を提出してください。

【提出期限】選挙当日（令和元年9月8日）

○土地登記簿名義人が死亡され相続登記が未済の場合、相続届出書を提出してください。この届出をされないと、選挙人名簿に亡くなられた方のお名前がそのまま記載されるため、相続人の方は選挙権および被選挙権を有しないことになるのでご注意ください。

【提出期限】選挙人名簿の縦覧最終日（令和元年8月2日）  
また、土地登記簿名義人が死亡され相続登記が未済の場合で相続人が2人以上おられる場合は、相続届出書とあわせて代表者選任通知書を提出してください。また、土地登記簿名義人が死亡され相続登記が未済の場合で代表者選任通知書を提出している場合に限り、その代表者に選挙権および被選挙権がありますので、代表者を決めて相続届出書とあわせて代表者選任通知書を提出してください。

【提出期限】選挙当日（令和元年9月8日）

（注）共有者や相続人の代表者は、今回の選挙に限り権利を有するものであり、今後の土地区画整理事業の施行に伴う権利等とは関係ありません。

※代表者選任通知書や投票者指定証明書などの様式やご不明な点については左記までお問い合わせください。

鹿児島市建設局都市計画部  
吉野区画整理課設計係  
〒890-0871  
鹿児島市吉野町2916番地  
電話：099-244-2114  
FAX：099-244-2292  
E-Mail：ynoku-sekkei@city.kagoshima.lg.jp